

## 新旧対照表

【とん税法及び特別とん税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第104号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 とん税法関係</p> <p>(「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲)</p> <p>7-4 法第7条に規定する「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)～(17) (省 略)</p> <p>(18) 目的地である開港 <u>若しくは</u> 不開港のけい留場所が満船のため <u>又は</u> 積荷の準備等の都合のため、目的地以外の開港に待機のためのみの目的で <u>一時入港する</u> 場合</p> <p>(19) 開港に入港した外国貿易船が、当該開港 <u>が満船のため又は</u> 積荷の準備等の都合 <u>のため</u> やむを得ず一時出港した場合において、当該開港以外の開港に待機のためのみの目的で一時入港した後、目的地である開港に近接する不開港に <u>一時入港した後 又は</u> 目的地である開港の港域外の洋上に待機した後、目的地である開港に再入港する場合</p> <p>(20) (省 略)</p>	<p>第1章 とん税法関係</p> <p>(「これに準ずるやむを得ない理由」の範囲)</p> <p>7-4 法第7条に規定する「これに準ずるやむを得ない理由があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1)～(17) (同 左)</p> <p>(18) 目的地である開港 <u>又は</u> 不開港のけい留場所が満船のため目的地以外の開港に待機のためのみの目的で <u>一時入港した</u> 場合</p> <p>(19) 開港に入港した外国貿易船が当該開港を積荷の準備等の都合によりやむを得なく一時出港し、<u>関税法基本通達 20—5 (8)</u> に規定する場合に該当して当該開港に近接する不開港に入港した後、当該開港に再入港する場合</p> <p>(20) (同 左)</p>